



羽の情報便

障害者を雇用する事業者の特例

障害者を雇用している場合の優遇制度はあるのでしょうか？

障害者を雇用している事業者や障害者就労支援事業者と取引をしている事業者は一定の条件を満たしていれば、減価償却費について割増償却等の優遇措置が認められます。

重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人(短時間労働者については1人を1人)として、精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人としてカウントします。

■機械装置や工場用の建物等の割増償却措置

<要件>

- ・障害者を50%以上(20人以上の場合は25%以上)雇用していること
- ・その年またはその前5年内の各年において取得、制作、建設した機械・設備等が対象

<優遇措置>

- ・普通償却限度額の24%(建物32%)の割増償却が認められる

■障害者就労支援事業者との取引金額増加

<要件>

- ・青色申告を提出する全ての法人又は個人事業主
- ・障害者就労支援事業者への発注額が前年度より増加していること

<優遇措置>

- ・発注額の増加額に応じて、企業が有する固定資産(現事業年度を含む3年以内に取得した資産)の割増償却が認められる

■助成金の非課税措置

<要件>

- ・障害者雇用納付金制度に基づく助成金を受けて固定資産を取得していること

<優遇措置>

- ・固定資産の取得または改良に充てられた助成金の額を総収入額に不参入(所得税)または損金算入(法人税)が認められる



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

長年勤めていた会社から解雇となり、その後なかなか仕事が見つかっていません。昨年の収入は、失業保険と友人からのカンパ、そして所得保険補填金のみです。申告の必要はありますか？

失業保険は、雇用保険法により非課税とされています。また、友人からのカンパは贈与ですので、課税されるなら贈与税ですが、一年間に受けた金額が基礎控除額の百万円以下であれば贈与税の対象にはなりません。所得補償保険金も非課税所得とされています。ただし、その年度に特技を生かしてミュージシャン活動などで収入を得た場合などは、雑所得となりますので、確定申告をする際には必要経費を控除した残額が申告の対象とされます。



税金まめ知識（第31回） 税務調査（2）

■本番プロセス

今回は、実際の税務調査のシュミレーションでご説明します。調査期間は2日間、調査官は2名（ベテランと新人）というシナリオです。

名刺交換の後、お茶を飲みながら雑談の後、早速、調査が始まります。初日の午前中の多くの場合、世間話のような雰囲気、会社の概要（何をやっている会社なのか）、商売の規模（誰にどんなものをどのくらい売っているのか）、社長や顧問税理士のタイプなど全体像を知るために使われます。

この初日の午前中に悪い印象を与えてしまうと、調査全体に悪影響を与えます。気持ち悪い笑みを浮かべる必要もありませんし、変に媚を売ることも必要ありません。普通に接してください。調査官は不自然な表情や雰囲気を嫌います。要は、いつも通り、自然に振舞っていただければ大丈夫です。

お昼の時間ですが、好印象を与えるために豪勢な弁当や食事を準備するのは止めましょう。彼らは公務員ですから決して納税者から食事をご馳走になることはしません。通常は、彼らだけで外へ食事に出ています。

午後になると、本格的な調査のステージに入ります。帳簿を調べたり、会計証拠書類を見始めます。

通常、初日の午後の重点チェックポイントは、特別な事情がない限り、多くの場合は売上高に関する内容になります。売上高の計上漏れ、計上のズレ、インチキがないかなどを見られます。このとき、調査官は、会計帳簿よりも社内の管理書類を中心に調べていきます。

そして、売上原価や在庫、人件費へと進みます。これらの項目は、業態・業種、会社によって違う場合が多いため初日はこれらを優先的に2日目の午前中にかけてチェックが進みます。

通信費や交際費などの経費関係は、比較的后回しにされるケースが多く、2日目の後半から見始めることが多い傾向にあります。

そして、2日目の午後3時から4時ころから調査結果のまとめが行われ終了します。

全体を通して、論理的な説明をすることが肝要となり、税務の倫理に沿った説明も必要のため、ここはやはりプロの税理士さんに頼むのがベストの選択となります。



1月の税務カレンダー

本年最初の給与支払日の前日
給与所得者の扶養控除等申告書の提出

1月中の市町村の条例で定める日
個人の道府県民・市町村民税の納付（第4期分）

2月1日（月）
支払調書の提出
源泉徴収票の配布
固定資産税の償却資産に関する申告



2月1日（月）
11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット!～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例19： 割烹料理店（年間 52.7%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	507,011円/年	年間の電気料	239,765円/年

年間の電気料金削減金額 1年間で 267,246円 10年間で 2,672,460円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒーブレイク!

税金クイズ (2)



【問】

アフリカのある国出身の男性Aさんは、昨年、日本で結婚し専業主婦の奥さんがいます。
しかし、出身国が一夫多妻制であったため自分の国にも2人の妻がいます。
その妻達は、Aさんからの毎月の仕送りだけで暮らしています。
Aさんが日本で確定申告をするにあたり配偶者控除はどのようになるでしょうか？
次の3つから選んでください。



- ①配偶者の人数分、つまり38万円×3=114万円となる。
- ②配偶者の人数にかかわらず配偶者控除は38万円である。
- ③配偶者のうち1人は配偶者控除38万円、他の配偶者を扶養控除76万円の対象とする。

【正解】②

所得税法では配偶者控除について、「控除対象配偶者がいる場合には38万円を控除する」としています。人数に応じた控除が受けられるということではありません。



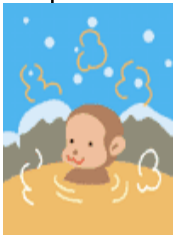
今月のコラム

本年も「羽の情報便」をどうぞよろしくお願いたします。

毎日、寒い日が続いています。冬の寒さにも慣れてきたせいか、それほど辛い感じはしません。流石、四季に順応する日本人の偉いところかもしれません。自宅には愛犬がいますが、冬になる前にしっかりと冬毛に、暑くなると夏毛に生え変わります。人間はもととあまり毛が生えていないのでこの仕組みを持っていないのですが、これが日本のアパレルメーカーを下支えしているのかもしれない。但し、私の友人のアメリカ西海岸に住む人は、夏でも冬でも半そでのポロシャツを着ていますが・・・(笑)

いよいよ今年も確定申告の時期に間もなく入ります。当社は、一年間で最も忙しい繁忙期に入り、スタッフも万全の体制で乗り切ろうとオフィスも活気に満ち溢れています。

当社とご契約いただいているお客様で、ごっそりと溜め込まれている伝票の束が近くにありませんでしょうか？ 貯め込んでも利子はずきませんので、ぜひとも、お早めにお送りくださいますよう、よろしくお願致します。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

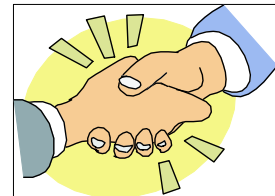
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

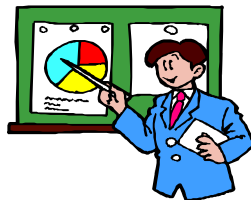
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



今年も1年よろしくお願いたします。

